十一　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第一項の表五五の項を次のように改める。

五五	削除

十二　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

十三　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五七の項を次のように改める。

五七	削除

十四　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四四の項を次のように改める。

144	削除

第一項の表七六一の項を次のように改める。

761	削除

十五　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	(1)　岩手県大船渡市大船渡町字新田41―15　(53.10) (2)　岩手県大船渡市赤崎町字大洞183―17の内　(172.40)	北緯39度04分11秒東経141度43分11秒の地点と北緯39度04分05秒東経141度44分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

第一項の表四八の項及び四九の項を次のように改める。

48	削除
49	削除

第四項中「電力供給業務用」を「電気供給業務用」に改め、同項の表一〇の項を次のように改める。

20	削除

十六　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

第一項の表二五の項を次のように改める。

25	削除

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

第一項の表三二の項から三四の項までを次のように改める。

32	削除
33	削除
34	削除

第一項の表五五の項を次のように改める。

55	削除

十七　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

36	削除

第一項の表三八の項を次のように改める。

38	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

64	削除

第一項の表七二の項を次のように改める。

72	削除

第一項の表八八の項を次のように改める。

88	削除

第一項の表九〇の項を次のように改める。

90	削除